

東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行
細則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）第2条の規定により村が処理することとされた都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）による開発行為等の許可に関する事務について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出部数)

第2条 法、政令、省令及びこの規則により村長に提出する申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第29条第1項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、省令第16条第1項の開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図書、書類又は書面を添付しなければならない。

- (1) 開発区域となるべき土地の公図の写し
- (2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為の工事の施工期間中の防災計画に関する書類
- (4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は

第30条第1項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

イ 工事施工者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な資力及び信用があることを証する書類

(5) その他村長が必要と認める図書

2 前項第4号の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前年度に係る法人税又は所得税の納税証明書

(2) 法人の場合にあつては当該法人の登記事項証明書及び定款、
個人の場合にあつては居住地の市区町村長が発行する住民票の写し
及び印鑑証明書

(3) 財務諸表(直前の事業年度のもの)

(4) 銀行等の預金残高証明書(借入れにあつては融資証明書)

(設計説明書)

第4条 省令第16条第2項の設計説明書は、設計説明書(様式第1号)とする。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類(様式第2号)

(2) 従前の公共施設の管理者等に関する書類(様式第3号)

(3) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図

3 開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合には、第1項の設計説明書には、前項に掲げる図書のほか、宅地造成又は特定盛土等に関する

工事の概要（様式第3号の2）を添付しなければならない。

（同意書）

第5条 法第32条第1項の同意を得たことを証する書面は、公共施設の管理者の同意書（様式第4号）とする。ただし、開発区域の面積が1,000平方メートル未満の開発行為の場合は、この限りでない。

2 省令第17条第1項第3号の書類は、開発行為同意書（様式第5号）とする。

（設計者の資格申立書）

第6条 省令第17条第1項第4号の書類には、設計者の資格に関する申立書（様式第6号）を添付しなければならない。

（開発行為の許可又は不許可の通知）

第7条 法第35条第2項の規定による通知は、開発行為（変更）許可書（様式第7号）又は開発行為（変更）不許可通知書（様式第8号）により行うものとする。

（変更許可申請等）

第8条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式第9号）に、第3条から第6条までに規定する図書、書類又は書面のうち、当該変更に係る事項を説明するものを添付しなければならない。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項の規定による通知は、前条に規定する様式により行うものとする。

3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（開発行為に係る協議の手続）

第9条 法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為に係る協議書（様式第11号）に次に掲げる図書、書類又は書面を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
 - (2) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面
 - (3) 事業計画説明書
 - (4) 設計説明書
 - (5) 開発区域位置図（縮尺10,000分の1）
 - (6) 開発区域図（縮尺2,500分の1）
 - (7) 土地利用計画図
 - (8) 造成計画平面図及び造成計画断面図
 - (9) 排水施設計画平面図及び給水施設計画平面図
 - (10) 開発区域となるべき土地の公図の写し
 - (11) 開発区域となるべき土地の土地明細表
 - (12) その他村長が必要と認める図書
- 2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為に係る変更協議書（様式第12号）に、前項の規定により添付した図書のうち、変更に係るものを添付しなければならない。
- 3 村長は、第1項の協議に同意するときは開発行為に係る協議書の副本により、前項の協議に同意するときは開発行為に係る変更協議書の副本により当該協議をした者に通知するものとする。

（工事着手の届出）

第10条 開発許可（開発区域の面積が1,000平方メートル未満の開発行為に係るものを除く。）を受けた者は、当該開発許可に関する工事に着手しようとするときは、工事着手届出書（様式第13号）に工程表（様式第14号）を添付して村長に届け出なければならない。

（標識の掲示等）

第11条 開発許可を受けた者は、開発行為（変更）許可済票（様式第

15号)を、工事が開始された日から完了する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 変更許可を受けた者は、当該変更に係る開発行為(変更)許可済票を、前項の掲示に隣接して掲示しておかなければならない。

3 開発許可又は変更許可を受けた者は、当該開発行為に係る設計図書を工事現場に備えておかなければならない。

(工事完了届出書の添付図書)

第12条 省令第29条の工事完了届出書には、次に掲げる図書、書類又は書面を添付しなければならない。

(1) 確定測量図

(2) 工事の施行状況が確認できる写真

(3) 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類

(4) その他村長が必要と認める図書

(工事完了の公告)

第13条 省令第31条の規定による工事完了の公告は、東海村公告式条例(昭和30年東海村条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(建築制限等の解除)

第14条 法第37条第1号の規定による建築制限等の解除を受けようとする者は、建築制限等解除申請書(様式第16号)に予定建築物等の概要を示す図書を添付して村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請を承認するときは、建築制限等解除申請書の副本により当該申請をした者に通知するものとする。

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付書類)

第15条 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書、書類又は書面を添付しなければならない。

(1) 開発行為に関する工事を廃止した理由書

(2) 開発行為に関する工事を廃止した当時の当該開発区域内の土地の写真

(3) 開発行為に関する工事に着手している場合は、当該工事を廃止した当時の当該土地の現況図及び廃止に伴う措置を記載した書類(建築物の特例許可の申請)

第16条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の特例許可申請書(様式第17号)に次に掲げる図書を添付して村長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地現況図

(3) 建築物平面図及び配置図

(4) その他村長が必要と認める図書

2 村長は、前項の規定による申請を許可するときは、建築物の特例許可申請書の副本により当該申請をした者に通知するものとする。

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第17条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第18号)に次に掲げる図書を添付して村長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地現況図

(3) 建築物等平面図及び配置図

(4) その他村長が必要と認める図書

2 村長は、前項の規定による申請を許可するときは、予定建築物等以外の建築等の許可申請書の副本により当該申請をした者に通知するものとする。

(建築物の新築等の許可申請書の添付図書)

第18条 法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第

一種特定工作物の新設許可申請書に同条第2項に規定する図面又は書類のほか、前条第1項第3号及び第4号の図書を添付して村長に申請しなければならない。

（建築物の新築等の許可又は不許可の通知）

第19条 村長は、前条の規定による申請について、許可するときは建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書の副本により、許可しないときは建築等不許可通知書（様式第19号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（建築物の新築等に係る協議の手続き）

第20条 法第43条第3項の協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書（様式第20号）に、省令第34条第2項の図面及びその他村長が必要と認める図書を添付して、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の協議に同意したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書の副本により当該協議をした者に通知するものとする。

（承継の届出等）

第21条 法第44条の規定により地位を承継した者は、速やかに、開発行為（建築等）許可承継届出書（様式第21号）に開発許可又は法第43条第1項の許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添付して村長に届け出なければならない。

2 法第45条の規定により地位の承継について村長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（様式第22号）に次に掲げる書類を添付して村長に申請しなければならない。

（1） 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者であることを証する書類

（2） 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する

目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

（3） その他村長が必要と認める図書

3 村長は、前項の規定による申請を承認するときは、地位承継承認申請書の副本により当該申請をした者に通知するものとする。

（既存の権利者であることの届出）

第22条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利者であることの届出書（様式第23号）により行うものとする。

（監督処分の標識）

第23条 法第81条第3項の標識は、都市計画法による命令の公示（様式第24号）によるものとする。

（身分証明書）

第24条 法第82条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第25号）によるものとする。

（開発登録簿の様式）

第25条 省令第36条第1項の調書は、開発登録簿（様式第26号）によるものとする。

（証明書の交付）

第26条 省令第60条の書面の交付を受けようとする者は、開発行為（建築等）に関する証明申請書（様式第27号）に次に掲げる図書を添付して村長に提出しなければならない。

（1） 位置図

（2） 付近見取図

（3） 敷地現況図

（4） 建築物等の平面図及び配置図

- (5) 計画の概要を記載した書面
- (6) 土地の公図の写し
- (7) 土地の登記事項証明書
- (8) その他村長が必要と認める図書

2 村長が前項の規定による申請に対する証明書を交付するときは、開発行為（建築等）に関する証明申請書の副本により当該申請をした者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第27条 法，政令，省令及びこの規則に基づき村長に対してなされた申請を取り下げようとする者は，申請取下げ届（様式第28号）を村長に提出しなければならない。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては，なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は，令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際，この規則による改正前の各規則に定める様式による用紙で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

設計説明書													
1	開発区域に含まれる地域の名称												
	2	設計の方針											
3		区域区分	市街化区域市街化調整区域										
	用途地域												
	その他の区域等												
	地目	宅地	農地	山林（樹高）				その他	計				
				5m未満	5～10m	10m以上	小計						
	面積（㎡）												
4	土地利用計画	用途	宅地用地						公共施設用地	公益施設用地	その他（墓地）	合計	
			宅地	その他の宅地				小計					計
				通路	緩衝帯	緑地等	その他の空地						
				面積（㎡）									
	比率（％）												
	樹林の保全等	区分	対象樹林	伐採	保全の内容					植栽			
					公園	広場	緑地等	その他の空地	計				
					面積㎡								
		表土の保全等	区分	はく土部分	保全等の内容					保全等不要			
					復元	客土	代替措置	計					
					面積（㎡）								
	5	公共施設整備計画	開発区域内の公共用地	区分	面積（㎡）	比率（％）	概要						
道路													
公園・広場・緑地													
その他													
上記以外の公共用地		区分	面積（㎡）	比率（％）	接続先の状況等								
					取付道路								
					排水施設								
		法第32条に規定する同意等	一部全員	同意	一部全員	協議完了	一部全員	協議中					
			法第40条に係る協議	一部全員	同意	一部全員	協議完了	一部全員	協議中				
		6	公益施設配置計画	施設名									計
面積（㎡）													
管理者									%				
7	区画数等	区画、最高㎡、最低㎡、平均㎡											
8	給水施設	（公営、簡易、専用）水道、井戸（試験結果 水質一可、不可 量一十分、少ない）											
9	消防施設	貯水槽（40m³以上）				基		消火栓		個			

(備考)

1 3欄、5欄、8欄中で既に記載されている事項については、該当する事項を○印で囲むこと。

2 3欄中の「その他の区域等」の欄には、法令等による指定区域及び事業区域等の名称を記載すること。

様式第2号（第4条関係）

新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類

種 類	番 号	概 要			管理者	用地の 帰 属	摘 要
		幅員 寸法	延長	面積			

備 考

- 1 つの公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。
- 「概要」欄には広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管きょについては寸法及び延長のみを記載すること。

様式第3号（第4条関係）

従前の公共施設の管理者等に関する書類

種 類	番 号	概 要			管理者	公共施設 の用に供 する土地 の所有者	用地の 帰属	摘 要
		幅員 寸法	延長	面積				

備 考

- 1 1つの公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 2 「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。
- 3 「概要」欄には広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管きょについては寸法及び延長のみを記載すること。

様式第3号の2(第4条関係)

(表面)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要

1	工事主住所及び氏名			
2	設計者住所及び氏名			
3	工事施行者住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			
	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積 m^2			
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無			
10 工事の概要	ア	盛土又は切土の高さ m		
	イ	盛土又は切土をする土地の面積 m^2		
	ウ	盛土	m^3	
		切土	m^3	
	エ	番号	構造	高さ
				m
				m
	オ	番号	種類	高さ
				m
				m
	カ	番号	種類	内法寸法
				$c m$
				m
	キ	崖面の保護の方法		
	ク	崖面以外の地表面の保護の方法		
	ケ	工事中の危害防止のための措置		
	コ	その他の措置		
	サ	工事着手予定年月日		
		年 月 日		

(裏面)

	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	

- 備考 1 1 欄の工事主, 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは, 氏名は, 当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは, 工事主住所氏名のほか, 当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 2 欄は, 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には, 氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は, 未定のときは工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は, 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し, 小数点以下1 位まで記入すること。
- 6 8 欄は, 該当する盛土タイプに○印を付すこと (複数選択可)。
- 7 9 欄は, 溪流等 (宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 (昭和3 7 年政令第1 6 号) 第7 条第2 項第2 号に規定する主務省令で定める土地をいう。) への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 1 1 欄は, 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和3 6 年法律第1 9 1 号) 第2 条第2 号に規定する宅地造成又は同条第3 号に規定する特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可, 認可等を要する場合においてのみ, その許可, 認可等の手続の状況を記入すること。

様式第4号（第5条関係）

公共施設の管理者の同意書

年 月 日

様

公共施設の管理者

所在地

氏 名

地内における事業に係る次の公共施設に関する開発行為については、異議がなく同意します。

[illegible]

様式第 5 号（第 5 条関係）

開発行為同意書

の施行に係る開発行為については、異議なく同意します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同 意 年 月 日	同意者の住所及び 氏名	印	備考

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同 意 年 月 日	同意者の住所及び 氏名	印	備考

備考

- 1 最終の同意権者を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 3 「権利の種別」欄には、使用権、貸借権その他事業の妨げとなるものを記入すること。

様式第6号（第6条関係）

設計者の資格に関する申立書						
年 月 日						
様						
申立者（設計者）						
住 所						
氏 名						
生年月日 年 月 日生						
1 資格免許等	一級建築士 技術士 登 録 第 号（ 年 月 日）					
2 申告する資格	都市計画法施行規則第19条第1号イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チに該当					
3 最 終 学 歴	学校 学部 学科 年 月 卒業・中退					
4 実 務 経 験	会 社 名 又 は 工 事 名		職 務 内 容		期 間	
					年 月 ～ 年 月 年 カ月	
					年 月 ～ 年 月 年 カ月	
					年 月 ～ 年 月 年 カ月	
					年 月 ～ 年 月 年 カ月	
					年 月 ～ 年 月 年 カ月	
5 設 計 経 歴	事 業 名	工事施行者	場 所	面 積	許認可番号	年 月 日
				m ²		・ ・
				m ²		・ ・
				m ²		・ ・
				m ²		・ ・
6 資格を証する書類（別添）	(1) 最終学校の卒業証明書 (2) 実務経験年数を証する書面 (3) 施行地区の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては都市計画法施行規則第19条第2号に規定する資格を有することを証する書面 (4) 都市計画法施行規則第19条第1号チに該当する者については、同規則第19条第1号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（昭和45年1月12日建設省告示第38号）に規定する知識及び経験を有することを証する書面とする。					

様式第7号 (第7条関係)

開発行為（変更）許可書

東海村指令第 号		
申請者 住所 氏名		
年 月 日付け（ 収第 号）で申請のあった開発行為（変更）については、次のとおり許可する。		
年 月 日 東海村長 印		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	㎡
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 そ の 他 の 事 項	
許 可 番 号	第 号	
許 可 条 項		
許 可 に 付 し た 条 件		
（不服申立てに係る教示）		
1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日から起算して3月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。		
（処分の取り消しの訴えに係る教示）		
2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は東海村長になります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

様式第8号 (第7条関係)

開發行為（変更）不許可通知書

東海村指令第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付け（受付第 号）で申請があつた開発行為（変更）については、
次の理由により許可しない。

年 月 日

東海村長



(理由)

(不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日から起算して3月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取り消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は東海村長になります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第8条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可を申請します。		
年 月 日		
東海村長 様		
申請者 住 所 氏 名		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第34条の該当号及び該当する理由	
	7 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号
備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。（「その他必要な事項」を除く。） 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。		受付 日付 印

様式第10号（第8条関係）

開発行為変更届出書

年 月 日

東海村長 様

届出者
住 所
氏 名

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の番号 年 月 日 第 号

備考

「変更に係る事項」は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

受付
日付
印

様式第11号（その1）（第9条関係）

開発行為に係る協議書（正）

都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、開発行為について協議します。		
年 月 日		
東海村長 様		
協議申出者		
住 所		
氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号		年 月 日 第 号
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。		受付目付印

様式第11号（その2）（第9条関係）

開発行為に係る協議書（副）

都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、開発行為について協議します。		
年 月 日		
東海村長 様		
協議申出者		
住 所		
氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ この協議は、次のとおり同意する。 年 月 日 東海村長 印		
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号		年 月 日 第 号
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。		受付日付印

様式第12号（その1）（第9条関係）

開発行為に係る変更協議書（正）

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更について協議します。		
年 月 日		
東海村長 様		
協議申出者		
住 所		
氏 名		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
協 議 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変 更 の 協 議 番 号		年 月 日 第 号
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載する事（「その他必要な事項」を除く。）。 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。		受付日付印

様式第12号（その2）（第9条関係）
開発行為に係る変更協議書（副）

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更について協議します。		
年 月 日		
東海村長 様		
協議申出者 住 所 氏 名		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
協 議 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ この協議は、次のとおり同意する。 年 月 日 東海村長 印		
※ 協 議 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 番 号		年 月 日 第 号
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ 変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること（「その他必要な 事項」を除く。）。 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農 地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の 状況を記載すること。		受付日付印

様式第13号（第10条関係）

工事着手届出書

		年	月	日
東海村長		様		
		申出者		
		住 所		
		氏 名		
開発行為に関する工事に着手するので、東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。				
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号		
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称				
工 事 着 手 年 月 日		年 月 日		
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日		
工事施工者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	電話番号		
設 計 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	電話番号		
現場管理者	氏 名			
	連絡先	電話番号		
		受付日付印		

様式第14号 (第10条関係)

工程表

[illegible]

様式第15号(第11条関係)

開発行為(変更)許可済票

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
事 業 主 の 住 所 及 び 氏 名		
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		
工事区域及び工区に 含まれる地域の名称		
開発区域及び工区の 面 積	開発区域 m^2	工区 m^2
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
現 場 管 理 者 氏 名		

備考

- 1 寸法は、縦50センチメートル以上、横60センチメートル以上とする。
- 2 材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。
- 3 開発行為変更許可済票にあっては、許可番号及び変更に係る事項についてのみ記載し、開発行為許可済票に隣接して掲示するものとする。

様式第16号（その1）（第14条関係）

建築制限等解除申請書（正）

年 月 日	
東海村長 様	
申請者 住 所 氏 名	
都市計画法第37条第1号の規定により、 〔 建築物の建築 特定工作物の建設 〕 の承認を申請します。	
1 申請する土地の 地 名 及 び 地 番	
2 申請する土地の 工 区 名 及 び 面 積	(工区) m ² のうち m ²
3 申請する行為及び 予定建築物等の概要	
4 申請の理由	
5 開発許可の番号	年 月 日 第 号
6 開発許可を受けた際 の 制 限 の 内 容	
※ 許可に付した条件	
備考 ※印の欄は、記載しないこと。	受付日付印

様式第16号（その2）（第14条関係）

建築制限等解除申請書（副）

年 月 日	
東海村長 様	
申請者 住 所 氏 名	
都市計画法第37条第1号の規定により、 〔 建築物の建築 特定工作物の建設 〕 の承認を申請します。	
1 申請する土地の 地 名 及 び 地 番	
2 申請する土地の 工 区 名 及 び 面 積	(工区) m ² のうち m ²
3 申請する行為及び 予定建築物等の概要	
4 申請の理由	
5 開発許可の番号	年 月 日 第 号
6 開発許可を受けた際 の 制 限 の 内 容	
※ 東海村指令第 号 次の条件を付して承認する。 年 月 日 東海村長 印	
※ 許可に付した条件	
備考 ※印の欄は、記載しないこと。	受付日付印

様式第17号（その1）（第16条関係）
建築物の特例許可申請書（正）

東海村長						様		年 月 日			
申請者 住 所 氏 名											
都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。											
1 敷 地	地名及び地番										
	面 積		㎡		主 要 用 途						
	利 用 形 態		新築		改築		改築用		用途変更		
2 建 築 物	既存建築物の 構造・階数・用途					申請建築物の 構造・階数・用途					
			申請部分		申請以外の部分		合計		敷地面積に対する割合（％）		
									申請前 申請		
	建築面積（㎡）										
	延べ面積（㎡）										
		その他の事項									
3 申 請 の 理 由											
4 開発許可の許可番号			年 月 日 第 号								
5 開発許可を受けた際の制限の内容											
6 その他必要な事項											
								受付日付印			

様式第17号（その2）（第16条関係）
建築物の特例許可申請書（副）

東海村長様						年 月 日	
申請者 住 所 氏 名							
都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。							
1 敷地	地名及び地番						
	面 積	m ²	主 要 用 途				
	利 用 形 態	新築		改築	改築用	用途変更	
2 建 築 物	既存建築物の 構造・階数・用途			申請建築物の 構造・階数・用途			
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合（％）		
					申 請 前	申 請	
	建築面積（m ² ）						
	延べ面積（m ² ）						
	その他の事項						
3 申 請 の 理 由							
4 開発許可の許可番号		年 月 日 第 号					
5 開発許可を受けた際の制限の内容							
6 その他必要な事項							
※ 東海村指令第 号 上記のとおり、許可する。 年 月 日 東海村長 印							
				受付日付印			

様式第18号（その1）（第17条関係）

予定建築物等以外の建築等の許可申請書（正）

東海村長						様						年 月 日								
申請者																				
住 所																				
氏 名																				
都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。																				
1 敷 地	地 名 及 び 地 番																			
	面 積				㎡				主 要 用 途											
	利 用 形 態				新築（新設）				増築				改築				用途変更			
2 建 築 物 等	既存建築物の構造・階数・用途								開発許可を受けた際の用途											
					申 請 部 分				申請以外の部分				合 計				予定建築物等の用途			
	建築面積（㎡）																			
	延べ面積（㎡）																			
3 申 請 の 理 由																				
4 開発許可の許可番号				年 月 日 第 号																
5 開発許可を受けた際の制限の内容																				
6 その他必要な事項																				
												受付日付印								

様式第18号（その2）（第17条関係）
 予定建築物等以外の建築等の許可申請書（副）

東海村長		様		年 月 日	
申請者 住 所 氏 名					
都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
1 敷 地	地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²	主 要 用 途		
	利 用 形 態	新築（新設） 増築 改築 用途変更			
2 建 築 物 等	既存建築物の構造・階数・用途			開発許可を受けた際の用途	
		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	予定建 築物等 の用途
	建築面積（m ² ）				
	延べ面積（m ² ）				
3 申 請 の 理 由					
4 開発許可の許可番号		年 月 日 第 号			
5 開発許可を受けた際の制限の内容					
6 その他必要な事項					
※ 東海村指令第 号 上記のとおり、許可する。 年 月 日 東海村長 印					
				受付 目付 印	

様式第19号（第19条関係）

建築等不許可通知書

東海村指令第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け（受付第 号）で申請のあった件については、次の理由により許可しない。

年 月 日

東海村長



（理由）

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求できなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は東海村長になります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号（その1）（第20条関係）
建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設に係る協議書（正）

都市計画法第43条第3項の規定により， （建築物） （第一種特定工作物） の 新築 改築 用途の変更 新設 について， 協議します。		
年 月 日		
東海村長 様		
申請者 住 所 氏 名		
1 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積		
2 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合には既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が，法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでに規定するいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5 そ の 他 必 要 な 事 項		
※受付 番 号	年 月 日 第 号	
※協議 に 付 し た 条 件		
※協議 番 号	年 月 日 第 号	
備考		
1 ※印の欄は，記載しないこと。 2 「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて，他の法令による許可，許可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。		受付 目付 印

様式第20号（その2）（第20条関係）

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設に係る協議書（副）

都市計画法第43条第3項の規定により、 建築物 第一種特定工作物 の 新築 改築 用途の変更 新設 について、 協議します。 年 月 日 東海村長 様 申請者 住 所 氏 名	
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合には既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が、法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでに規定するいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他 必 要 な 事 項	
※ この協議は、次のとおり同意する。 年 月 日 東海村長 印	
※受 付 番 号	年 月 日 第 号
※協 議 に 付 し た 条 件	
※協 議 番 号	年 月 日 第 号
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。	

様式第21号（第21条関係）

開発行為（建築等）許可承継届出書

年 月 日			
東海村長 様			
届出者 住 所 氏 名			
都市計画法第44条の規定により開発許可に基づく地位を承継したので、次のとおり届け出ます。			
1 承 継 年 月 日		年 月 日	
2 承 継 理 由			
3 許 可 の 概 要	許可を受けた者の 住所及び氏名	続 柄	
	許 可 番 号	年 月 日 第 号	
	許 可 条 項		
	許可に付された条件		
	そ の 他 の 事 項		
		受付日付印	

様式第22号（その1）（第21条関係）

地位承継承認申請書（正）

		年 月 日	
東海村長		様	
		届出者 開発許可を受けた者 住所 氏名	
		届出者 地位を譲り受けようとする者 住所 氏名	
都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
1 申請理由			
2 許可の概要	許可番号	年 月 日 第 号	
	許可条項		
	許可に付された条件		
	その他の事項		
		受付日付印	

様式第22号（その2）（第21条関係）
地位承継承認申請書（副）

		年 月 日	
東海村長		様	
		届出者 開発許可を受けた者 住所 氏名	
		届出者 地位を譲り受けようとする者 住所 氏名	
都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
1 申 請 理 由			
2 許 可 の 概 要	許可番号	年 月 日 第 号	
	許可条項		
	許可に付された条件		
	その他の事項		
※ 東海村指令第 号 上記のとおり承認する。 年 月 日 東海村長 印			
		受付日付印	

様式第23号（第22条関係）

既存の権利者であることの証明書

年 月 日		
東海村長 様		
届出者 住 所 氏 名		
都市計画法第34条第13号に規定する所有権以外の既存の権利について、次のとおり届け出ます。		
1 届け出る土地	所 在 及 び 地 番	
	地 目	
	地 積	
	農地転用許可年月日番号	年 月 日 第 号
2 届 出 者 の 職 業 (法人の場合は業務内容)		
3 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた目的		
4 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合における当該権利の種類及び内容		
5 市街化調整区域の決定又は変更		年 月 日
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
備 考		

備考

※印の欄は、記載しないこと。

様式第24号（第23条関係）

都市計画法による命令の公示

所在地（土地又は工作物等）

命令を受けた者の住所

氏名

この は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反しているので、 年 月 日
付けで、同法第81条第1項の規定に基づき、 を命じた。

(注)

1 この標識を破損した者は、刑法（昭和40年法律第45号）の規定により罰せられます。

2 この命令に違反して を行った場合は、都市計画法により罰せられます。

3 年 月 日付けで

水道事業者名
電気事業者名
ガス事業者名

 に対して、この

土 地
工 作 物
そ の 他

 における

水道
電気
ガス

供給の申込みの承諾を保留するように要請しています。

年 月 日

東海村長

印

備考

この標識は、縦45センチメートル以上、横60センチメートル以上とする。

様式第25号（第24条関係）

（表）

身 分 証 明 書		
氏名		
年	月	日生
上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
年	月	日
東海村長		印

（裏）

1	この身分証明書は、標記の権限を行使する際に必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
2	この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

様式第26号（第25条関係）

開発登録簿

村 名	東海村
番 号	

開発許可	許可番号	第 号	許可を受けた者	氏名	
	許可年月日	年 月 日		住所	
承継	承認番号	第 号	承継人	氏名	
	承認年月日	年 月 日		住所	
開発許可	開発区域に含まれる地域の名称				
	総面積		工区数	工区	
	工区面積				
	区域・地域				
	工事施工者	氏 名		住 所	
	設計者	氏 名		住 所	
	予定建築物の用途	(区画)			
	法第41条第1項の規定による制限の内容				
	法第41条第2項ただし書の規定による許可の内容				
	変更許可	変更許可番号	第 号	第 号	第 号
変更許可年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更内容					
変更届出	変更届出年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	変更内容				
工事完了検査	工区名	検査済番号	検査済年月日	完了公告	摘要
		第 号	年 月 日	年 月 日	
法第42条第1項ただし書の規定による許可内容					
法第42条第2項の協議内容					
そ の 他 の 事		建築制限解除 年 月 日 指令第 号 宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可 有・無			

備考 公共施設のみの場合、摘要欄にその名称を記入すること。

様式第27号（その1）（第26条関係）
開発行為（建築等）に関する証明申請書（正）

年 月 日						
東海村長 様						
届出者 住 所 氏 名						
建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の計画が都市計画法の規定に適合していることを証明願います。						
1 敷 地	地名及び地番					
	面 積	㎡		主要用途		
	区 域 区 分	市街化区域・市街化調整区域		利用形態	新・増・改・用途変更 (から へ)	
	用 途 地 域					
2 建 築 物 等		申 請 部 分	申請以 外の部 分	合 計	用 途	
	建築面積 (㎡)					
	延べ面積 (㎡)					
3 開 発 許 可 等	番号及び名称	年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()				
	許可等に係る制限の内容					
4 都市計画法の該当条項						
5 その他必要な事項						
					受付日付印	

様式第27号（その2）（第26条関係）
開発行為（建築等）に関する証明申請書（副）

年 月 日					
東海村長 様					
届出者 住 所 氏 名					
建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の計画が都市計画法の規定に適合していることを証明願います。					
1 敷 地	地名及び地番				
	面 積	㎡		主要用途	
	区 域 区 分	市街化区域・市街化調整区域		利用形態	新・増・改・用途変更 (から へ)
	用 途 地 域				
2 建 築 物 等		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	用途
	建築面積 (㎡)				
	延べ面積 (㎡)				
3 開 発 許 可 等	番号及び名称	年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()			
	許可等に係る制限の内容				
4 都市計画法の該当条項					
5 その他必要な事項					
※ 東海村指令第 号 上記のとおり証明する。 年 月 日 東海村長 印					
					受付日付印

申請取下げ届

年 月 日		
東海村長 様		
届出者 住 所 氏 名		
年 月 日に提出した を取り下げますので、次の とおり届け出ます。		
申 請 地		
地 目 及 び 面 積	地 目	
	面 積	
用 途		
取 下 げ 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		
		受付日付印

